

【アメリカ】イスラム教組織「ヒズボラ」の資金調達防止

米国は、レバノンで活動するイスラム教シーア派組織「ヒズボラ」を安全保障上の脅威と見なし、1978年以降、継続してテロ組織に指定している。2015年12月18日、公法第114-102号「2015年ヒズボラ国際資金調達防止法」(Hizballah International Financing Prevention Act of 2015)が成立した。この法律は3編11か条から成る。第1編では、大統領が、ヒズボラの公式放送局を支援する事業者等の活動状況を連邦議会に報告することや、ヒズボラと取引関係を持つ金融機関が、米国で代理口座を開設することを禁止又は規制するため、大統領が関連規則を制定することなどを定めている。第2編では、大統領や国務長官に対し、連邦議会への義務として、ヒズボラによる違法活動(麻薬の不法取引、マネーロンダリング等)の内容や、米国政府による関連情報の収集、ヒズボラを支援し、又は当該国の領域にその資金調達ネットワークが存在する国家、ヒズボラの資金調達手法などについて、報告及び説明を行うことを定めている。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr2297enr/pdf/BILLS-114hr2297enr.pdf>

【アメリカ】2016年統合予算法と原油輸出の解禁

米国政府は、原油価格の安定化目的や安全保障上の理由から、およそ40年にわたり、カナダなどを一部例外として、自国産原油の輸出を禁じてきた。禁輸の法的根拠とされてきたのは、エネルギー資源や輸出政策に関して1970年代に制定された「1975年エネルギー政策及び保全法」、「1979年輸出管理法」などの諸法令である。しかし、近年、シェールガスの開発により、石油資源の対外依存度が低下したことなどで政策転換が進み、2015年12月18日、原油輸出を可能とする条項を含んだ、公法114-113号「2016年統合予算法」(Consolidated Appropriation Act, 2016)が成立した。同法第O(アルファベットのオー)部第101条は、①テロ支援国に指定された外国政府への経済制裁や貿易制限を実施するため、大統領が国家緊急事態を宣言した場合や、②原油輸出が国内での石油供給不足や価格高騰を招いていると商務長官が認めた場合などを除き、各連邦政府機関に対し、原油輸出を制限する、いかなる措置も取ってはならないと定めている。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr2029enr/pdf/BILLS-114hr2029enr.pdf>

【アメリカ】銃規制に関する政策と大統領覚書

オバマ大統領は、連邦議会では反対派の抵抗が強く、銃規制の立法が達成されないことから、「銃による暴力の縮小とより安全な社会」と題した、大統領権限内での銃規制を行政各部門に指示する4つの政策を、2016年1月4日付けで発表した。同政策には、大統領覚書「銃のスマートテクノロジーの促進」の発令も含まれており、その内容は、国防総省、司法省及び国土安全保障省に対し、①紛失・盗難銃の追跡強化、銃の不正使用及び銃の暴発を防止する銃の安全技術に関する研究につき、覚書発令後90日以内の実施、②①の安全技術等の実用を促進する研究開発戦略に関する報告書の作成、③当該技術の有用性に関する定期的レビューを義務付けるものである。また同政策では、店舗・即売会・ネット取引等の媒体を問わず銃売却を全て免許制とする行政規則の策定をアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局に、銃所持が禁じられる精神患者情報の州間のスムーズな利用を可能とする行政規則の策定を保健福祉省に義務付けている。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/01/05/memorandum-promoting-smart-gun-technology>

【EU】「影の銀行」を規制する規則

EU 理事会は、2015 年 11 月 16 日、「影の銀行(shadow banking)」への規制強化のための「証券金融取引にかかる透明性及び報告に関する規則案 (COM(2014)40final)」を採択した。影の銀行とは、証券会社やヘッジファンド等、通常の銀行システムの枠から外れた信用仲介システムの総称であり、免許制などで金融当局から厳しく監督される通常の銀行に比べて規制が緩かった。金融当局もその実態を把握しきれていなかったことが 2000 年代後半からの世界的金融危機の誘因ともされていることから、今回の規則は、金融危機再発防止のため、通常の銀行が利益を狙ってリスクの高い影の銀行セクターに参入し多額の資金を運用することを防ぐことを目的に制定された。通常の銀行は、証券金融取引に関する情報を金融当局に報告する義務を負い、違反した場合には、500 万ユーロ又は経常収益の 10%以下の罰金が科される。この規則は、12 月 23 日に「規則 ((EU)2015/2365)」として公示され、官報公示 20 日後の 2016 年 1 月 12 日付けで施行された。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ http://www.consilium.europa.eu/press-releases-pdf/2015/11/40802205132_en_635832765600000000.pdf

【EU】預金保険制度一元化規則案

欧州委員会は、2015 年 11 月 24 日、預金保険制度の一元化に関する規則案 (COM(2015)586final) を提出した。金融機関が破綻した際に 10 万ユーロまでの預金を保護する預金保険制度について、2017 年にユーロ圏共通の預金保険基金を創設した後、2020 年から各加盟国の保険制度と分担して共通基金でも預金を保護する仕組みとし、2024 年に共通基金のみに一元化する内容である。10 万ユーロの上限金額は指令 (2014/49/EU) により統一されていたが、預金保険制度についてはこれまで各加盟国で異なっていた。なお、この規則案は、2012 年 6 月欧州理事会で提案された「銀行同盟」の 3 つの具体策の 3 番目にあたる。「銀行同盟」は、金融危機再発防止のため EU 全加盟国の強固な金融枠組みを構築するもので、①金融監督を欧州中央銀行に集約する「単一監督メカニズム」、②銀行の破綻処理を一元化する「単一破綻処理メカニズム」、及び③「預金保険制度」を掲げていた。①は 2014 年 11 月から、②は 2016 年 1 月から既に運用開始されている。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-6152_en.htm

【EU】第三国出身研究者・学生の入域・域内居住条件等にかかる指令案

EU 理事会は、2015 年 12 月 4 日、第三国出身の研究者や学生の入域及び域内居住条件等にかかる指令案 (COM(2013)151final) を採択した。より多くの優秀な第三国出身者を欧州の高等教育機関等へ誘引することを目的として、現行の指令 (2004/114/EC、2005/71/EC) を改正するものであり、主な内容は、①研究者が主に居住する加盟国からその他の加盟国へ域内移動する際の滞在上限期間を 3 か月から 6 か月に延長すること、②研究者の家族にも①が適用されること、③学生は学費を工面するため 1 週間につき最低 15 時間の就労が認められること、④研究者と学生は修業後、就職活動のために少なくとも 9 か月の滞在が許可されること、⑤この指令の対象者に、研究者、学生、交換留学生、無報酬の職業訓練生、EU の若者向けボランティア・プログラムである「欧州ボランティアサービス」に参加するボランティアに加えて、加盟国から報酬を受ける職業訓練生及び家事をする代わりに家庭内で言語学習をする者を新たに含めることである。(海外立法情報課・田村 祐子)

・ http://www.consilium.europa.eu/press-releases-pdf/2015/11/40802205561_en_635841534000000000.pdf

【イギリス】上院改革案の提出

2015年12月17日、保守党上院議員ストラスクライド卿は首相の依頼で進めていた上院改革案を提出した。選挙制の下院は任命制の上院に対して優位に立ち、憲法的慣行上、上院は一次立法（議会制定法）については2会期以上下院に抵抗せず、公約や財政に関わる案件には抜本的修正を加えないこととなっている。しかし二次立法（規則）を通じて導入した税額控除削減案が上院の反対で廃案となったことで、政府は上院の慣行違反を責めて権限縮小に乗り出した。一方上院側は、税額控除削減は公約がなく、本来議論が少ない案件を扱う二次立法に適さないと主張している。改革案は①上院を二次立法の審議から除外する、②上院の権限を維持するがその制約等を決議又は議事規則で明確化する、③議会制定法を定め、上院が反対した案件を下院が覆すことを可能とする、の3案を提示している。③の案が採択される可能性が一番高いとみられている。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <https://www.gov.uk/government/publications/strathclyde-review-secondary-legislation-and-the-primacy-of-the-house-of-commons>

【イギリス】最初のイングランド限定審議の法案が下院を通過

2016年1月12日、住宅及び計画法案が下院の審議をすべて終え、「イングランドの法律をイングランド議員の投票で決める」（以下「EVEL」）に基づいて下院を通過した最初の法律となった。EVELは2014年9月に行われたスコットランド独立住民投票に先立ち、主要三政党が同地域に大幅な権限委譲を約束したことの、いわば代償として導入された制度である。これにより下院議事規則に第83J～83X条が加えられ、イングランド又はイングランドとウェールズ（以下「該当地域」）に限定される法律の審議過程において、該当地域議員限定の投票権が認められることとなった。具体的には、該当地域に限定される法律は①第一読会、②第二読会、③委員会審議、④報告、⑤第三読会という通常審議手順の③の段階で該当地域議員だけで審議を行い、法律の一部が該当地域に限定される場合は、④と⑤の間に当該地域議員限定の審議と承認過程を挟むこととなる。ただし法律が他地域に間接的に影響する場合、運用が政治問題化するとの指摘もある。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.bbc.co.uk/news/uk-politics-35295404>

【イギリス】福祉改革及び労働法案

2015年7月9日、政府は福祉改革及び労働法案を下院に提出した。この法案の目的は政府支出を抑制し、勤労を奨励し、持続可能な福祉制度を確立することといわれる。法案は大まかに次の3要素からなる。①完全な雇用、300万の就労実習機会、機能不全家族等の支援プログラムの進捗についての報告義務を国務大臣に課す。②2020年度末までに児童貧困削減の目標を設定した2010年児童貧困法を2010年人生の機会法と改名した上、目標達成義務を含めた主要規定を全廃し、非就労家庭の児童及び10～11歳の児童の教育成果に関するデータについての報告義務を国務大臣に課す。③2015年度夏季予算で示された120億ポンド相当の福祉支出抑制のため、各種福祉給付金の支給総額上限をロンドンとそれ以外の地域で差別化した上で引き下げ、特定の社会保障給付金及び税額控除の額を2020年4月5日まで据え置く。また政府は、税額控除給付資格の制限等の措置を、この法案でなく規則で導入を試みたが上院の反対で廃案となった。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2015-16/welfare-reform-and-work.html>

【フランス】官報の電子化

フランスの官報（Journal officiel de la République française: JORF）は、紙媒体で正規に発行・保存されると共に、電子版も提供されている。2004年には33,500あった紙媒体の官報の購読契約数は2014年には2,700まで激減している。一方、インターネットでフランスの立法関係資料を提供する公的サイト「Légifrance」における電子版の契約数は、同じ2014年に66,000を超えている。こうした状況に鑑み、官報の紙媒体による発行を終了し電子媒体のみで発行・保存することを定める法律及び組織法律が2015年12月に制定され、2016年1月1日から施行されている。従来の電子版において、検索サイトによるロボット収集を避けるため、帰化・改名に関わる個人情報を含む記事等は紙媒体のみへの掲載が法により規定されていたが、今後電子版に掲載するにあたってはこうした記事を「添付資料（Annexe）」とし、この部分については引き続き全文検索やロボット収集を技術的に回避できる態様とするよう定めている。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/12/22/2015-1713/jo/texte>

【フランス】2016年社会保障財政法

本号「立法情報」に紹介した2016年予算法と共に、2015年12月21日に2016年社会保障財政法が成立した。フランスの社会保障予算の主要な要素は、「一般的制度（régime général）」と「老齢連帯基金（FSV）」の収支、及び医療保険費の増加である。「一般的制度」は疾病、老齢年金、家族手当、労働災害の4分野で構成され、総計では収入の3440億ユーロに対し支出が3500億ユーロであり60億ユーロの赤字（FSVを合算すると97億ユーロの赤字）となっているが、現政権が進めてきた社会保障財政健全化の成果により赤字は漸減しており、特に老齢年金が5億ユーロの黒字に転じることが注目される。一方、医療保険費の増加率は2015年予算の2%より低く1.75%に抑え、これにより34億ユーロの削減を見込んでいる。その財源は、医療品の値下がり、ジェネリック薬品の活用、在宅治療の促進等によるとしている。また、2016年には、低所得層の社会保険料の軽減、乳がん無料検診の拡大等の施策を行う。（1ユーロは約127円）

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/12/21/2015-1702/jo/texte>

【ドイツ】通信事業者の通信記録の保存義務の導入

2007年、EUの通信記録データ保持指令2006/24/ECの実施により通信法が改正され、通信事業者の通信記録の6月間の保存義務が定められた。通信記録は、刑事訴追、犯罪防止及び情報機関の任務のために使用できるとされた。2010年、連邦憲法裁判所は、データ使用の目的が限定的でない等の理由により、通信の秘密に反するとして、当該関連規定を無効とした（1 BvR 256/08）。そのため、より制限的な通信事業者の通信記録の保存義務が定められた（BGBl. I S. 2218, 2015年12月18日施行）。通信事業者は通信の番号、日時及びIPアドレスを10週間保存しなければならない。携帯電話の通信の場所に関する情報は、4週間保存しなければならない（通信法第113b条）。検察は、テロや性犯罪等の訴追の目的に限り、裁判所の命令を得て、これらの通信記録を通信事業者から入手することができる（刑事訴訟法第100g条）。法案の提案理由書によれば、この措置は基本権を侵害するが、最小限の記録と期間に限定されるため、許容される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/5088, 6391.

【ドイツ】緩和ケアの強化

在宅の死を望む者が多いが、実際に死亡する場所は、病院 50%、介護施設 30%、自宅 20% である。また、緩和ケア病棟を備えた病院は 15%にすぎない。病院、介護施設及び自宅全般において緩和ケアを促進するため、公的医療保険法（社会法典第 5 編）が改正された（BGBl. I S. 2114, 一部を除き 2015 年 12 月 8 日施行）。概要は、以下のとおりである。緩和ケアは、公的医療保険の給付対象である病気治療の一部である旨が定められた（第 27 条）。その他、開業医が他機関と連携して基準を満たす緩和ケアを行う場合の診療加算（第 87 条）、病気治療を必要としないホスピス入院患者に対する公的医療保険からの補助金額の引上げ（第 39a 条）、在宅ホスピスの研修を受けたボランティア要員に対する公的医療保険からの物件費補助（同）、疾病金庫によるホスピスや緩和ケアに関する相談や支援の請求権（第 39b 条）、介護施設における医療提供の強化（第 119b 条）、介護施設における終末期医療計画の提供及び相談（第 132g 条）等が定められた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/5170, 6585.

【スウェーデン】難民政策の変更

スウェーデン政府はシリア等から多数の難民を受け入れてきたが、2015 年 11 月、難民に安全な生活施設を提供できない状況に陥ったとし、当初 19 万人を予定していた難民受入数を EU 決定による最低受入基準にまで削減する等の難民政策の転換を発表した。具体的には、一時滞在許可しかない庇護申請者に家族呼寄せを認めないこと、呼寄せは一親等までとし、配偶者の呼寄せの場合は、双方が 21 歳以上とすること、従前、難民認定者に認められていた永住許可は、自ら生計維持できる者とその家族にのみとし、EU 割当分を超える難民認定者には一時的滞在許可（3 年）のみ認めること等である。また公共交通機関の乗客の国境での身分証チェックを義務化する法律（2015:1073）が制定され（2015 年 12 月 21 日施行）、外国人法（2005:716）中の滞在許可承認に際しての「顕著に抑圧された状況にあること」という根拠規定を、「人道的な理由による必要性」とする法改正も予定する。政府は、これらはいくまでも一時的な措置としている。（海外立法情報課・井樋 三枝子）
・ <http://www.regeringen.se/artiklar/2015/11/regeringen-foreslar-atgarder-for-att-skapa-andrum-for-svenskt-flyktingmottagande/>

【ロシア】過激主義出版物への宗教書の引用禁止

2015 年 11 月 23 日連邦法第 314 号「連邦法「過激主義対策について」の改正について」が施行された。同法は 2002 年 7 月 25 日連邦法「過激主義対策について」第 3 条に追加条項（第 3.1 条）を新設するものであり、聖書、コーラン、タナハ（ユダヤ教の聖書）及びチベット仏教典の全部又は一部を過激主義的な傾向の出版物に引用してはならないと規定している。ロシアでは、チェチェンなど北カフカス地域のイスラム過激主義勢力によるテロ事件や治安機関との戦闘が続いているほか、中東のイスラム過激主義組織「イスラム国（IS）」にも多数のロシア人及び旧ソ連国民が参加していると見られ、過激主義対策は国家安全保障上の重要な課題となっている。最近では、犯罪やテロへの対策についての考え方を総合的に示した「ロシア連邦国家公安概念」が 2013 年に策定され、宗教的過激主義がロシアの領土的一体性や社会の安定性を毀損するとの記述が盛り込まれた。2015 年末に改訂された「国家安全保障戦略」にも同様の記述がある。（海外立法情報課・小泉 悠）
・ <http://kremlin.ru/acts/bank/40193>

【ロシア】フィンランドとの砕氷船協力協定の批准

2015年11月28日連邦法第336号「バルト海における砕氷船の随伴役務に関するロシア連邦政府及びフィンランド共和国政府間の協力及び連携に係る合意の批准について」が施行された。当該合意は2014年12月にロシアのサンクトペテルブルグで締結されたものであり、気象条件などによって自国の砕氷船が不足した場合、相手国から砕氷役務の提供を受けるとともに、相手国砕氷船が自国の領海内に進入できると規定している。今回の連邦法第336号によってロシア側は当該合意を批准し、2015年12月30日にはフィンランドも批准に至った。これにより、ロシアとフィンランドの砕氷船は必要に応じてフィンランド湾内の相互の領海内に進入し、砕氷役務の提供を行うことが可能となり、2016年1月から実際の協力が開始された。フィンランド気象庁によると2014年末から2015年初頭のバルト海では最大5万1000平方キロメートルが氷結し、フィンランド湾では砕氷船の随伴が必要な海面状況が65日間にわたって続いた。

(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/news/50845>

【韓国】賃貸借の存続期間を定めた民法の条項を削除

賃貸借の存続期間について、韓国民法では、①石造り等の堅固な建物その他工作物の所有を目的とする土地賃貸借、②植木等を目的とする土地賃貸借を除き、賃貸借の存続期間は20年を越えることができず、契約で20年を越える期間を定めたときは、20年に短縮することが規定されていた(第651条第1項)。また、賃貸借の期間を更新することは可能であったが、更新した日から10年を越えることができないと規定されていた(同条第2項)。しかし、2013年12月26日、憲法裁判所は、民法第651条の規定の立法趣旨は不明確であり、自律的な取引関係の形成を歪曲し、契約の自由を侵害しているとして違憲決定を下した(事件番号2011憲バ234)。これを受けて政府は2015年6月5日、第651条の削除のための民法改正案を国会に提出した。議員立法により、存続期間を30年に延長する改正案も提出されていたが、最終的に同年12月9日、第651条を削除する改正案が本会議で可決され、2016年1月6日に公布・施行された。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1L5G1E1R2X7G2W0R1D3W4Z2F2O9B0

【韓国】罰金刑に執行猶予を認める法改正

これまで、韓国の刑法では、3年以下の懲役・禁錮に対してのみ、1年以上5年以下の期間を定めて刑の執行を猶予することが可能であった(刑法第62条第1項)。しかし、懲役・禁錮より相対的に軽い刑である罰金刑に対しては、執行猶予が認められておらず、罰金が納付できなかった場合には労役場に留置される事例も発生していた。このような不合理な状況を改善するため、2016年1月6日、改正刑法が公布され、500万ウォン(約52万円)以下の罰金刑に対しても執行猶予が認められるようになった。また、刑法と同日に刑事訴訟法も改正され、罰金、科料、過料等について、分割納付、納付期間延長、納付代行機関を通じた納付(クレジットカード等による納付)等を可能とする根拠規定が新設された(第477条第6項)。罰金等に係る改正刑法及び改正刑事訴訟法の関連条項は、ともに公布から2年経過後の2018年1月7日に施行される。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N1S5F1O1A2P7T2V0U2I5L1Z3Y8K2Z0

【韓国】感染症対策の強化

2015年5月以降、韓国で中東呼吸器症候群（MERS）が急速に拡大したことを契機として、同年6月25日、「感染症の予防及び管理に関する法律」（以下「感染症予防管理法」）が改正され、感染症対策が強化された（本誌264-2号（2015年8月）p.31参照）。さらに感染症対策の一層の強化を図るため、同年12月22日に①政府組織法の改正、同月29日に②感染症予防管理法の再改正、③医療法の改正が行われた。①により感染症対策で重要な役割を担う保健福祉部（部は省に相当）疾病管理本部の本部長が次官級に格上げされた。また、②により感染症専門病院の設置・指定の根拠規定、感染症の検査・診察を強制的に受けさせるための根拠規定、感染症対策に係る措置により発生した損失に対する補償規定等が新設された。さらに③により、看護・看病統合サービス（看護師等の病院スタッフのみで入院患者の看護を引き受けること）導入の根拠規定が新設された。これは患者家族等の頻繁な病室訪問による感染拡大を防ぐ措置の一環である。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_T1X5D111V2C5S2W1L1T4H0H8R2K9G8

【中国】反テロリズム法の制定

2015年12月27日、反テロリズム法案（本誌263-1号（2015年4月）p.30参照）が全国人民代表大会常務委員会で可決、成立した（同日公布、2016年1月1日施行）。法案作成に当たっては主要国の立法事例が参照されたが、インターネット規制を始めとする規定内容には欧米諸国等からの批判が強く、審議の過程でかなりの修正が行われた。条数も当初の全106か条から全97か条に改められた。同法は、テロ対策の強化により国家の安全、公共の安全、国民の生命・財産の安全を守ることを目的とし、①政治、経済、法律、文化、教育、外交、軍事等を通じた総合的なテロ対策の実施、②国家反テロリズム情報センターの設置による情報の一元管理、③テロ対策における人権の保障、国民・組織の合法的権利利益の保護、信教の自由や民族の風俗習慣の尊重、④当局が実施するテロ対策への協力義務、⑤IT事業者に対する暗号情報等の当局への提供義務、⑥模倣されうるテロについての詳細報道の禁止などが定められている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201512/20151200479796.shtml>

【中国】地図管理条例の制定

地図管理の強化、国家の主権・安全・利益の維持、地理情報産業の発展促進等を目的とする地図管理条例（全58か条）が2015年11月26日に公布され、2016年1月1日から施行された。これに伴い、地図編集出版管理条例（1995年10月1日施行、全30か条）は廃止された。地図管理条例は、総則、地図編集、地図審査、地図出版、インターネット地図サービス、監督・検査、法的責任、附則の全8章で構成され、近年の地図出版物の多様化、インターネットを通じた地図情報産業の発展等を踏まえた規定が盛り込まれた。その主な内容は、①地理情報関連の技術開発や産業振興に対する国の支援、②地理情報に関する公共サービスとデータ共有化の推進、③県級以上の地方政府による公益目的の地図の無償提供とその定期的更新の義務化、④国による地図審査制度とその実施方法、⑤インターネット地図サービスの市場参入許可、データの安全管理、ユーザー情報の保護、違法な情報の監視などである。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201512/20151200479687.shtml>

【中国】一人っ子政策の廃止—人口及び計画出産法の改正

中国では1970年代初めから産児制限が本格化し、1978年の憲法改正以降、国による計画出産の推進が憲法の規定に盛り込まれた。人口抑制のための一人っ子政策は1979年から開始され、地域ごとに計画出産条例等に基づいて進められてきた。2002年には、計画出産政策の基本方針、その具体的な実施方法及び罰則等について定める人口及び計画出産法が制定された。一方で、一人っ子政策の影響で人口構造の均衡が崩れ、急速な高齢化や労働力人口の減少が大きな問題となっているため、近年、一人っ子政策は段階的に緩和されてきている（本誌258-2号（2014年2月）p.32参照）。2015年12月27日、全国人民代表大会常務委員会で人口及び計画出産法が改正され（2016年1月1日施行）、「夫婦に子供二人」が国の方針として明記された。一人っ子政策の下でそれに従った夫婦に対する社会保障の充実等も定められた。一人っ子政策は廃止されたが、計画出産の実施自体は国の基本政策として維持されている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfj/fl/201512/20151200479829.shtml>

【オーストラリア】外資による資産取得及び事業買収法の全面改正

この法律は、外資による資産取得の際の基準、政府の権限、法令違反に対する制裁を定めるもので、今般の改正で、1975年制定以降積み重ねられてきた下位法令や運用指針の内容の多くを取り込んで整理し全面改正した（関連する2つの新法とともに2015年11月25日裁可）。背景には中国人投資家による農地や宅地の買収の急増があるとされ、取引の増大に適合するよう従来の規制を合理化しつつも、不動産・資源・生産物の質や地域の雇用・環境の維持などに対する配慮のため、情報の保持と法令遵守を強化する趣旨である。主な内容は、①買収規制対象を届出義務の種類により2つに整理し手続を簡素化、②法人資産取得による取得利益について政府承認を要する下限の引上げ等の規制緩和、③農地取得について事前承認を要する範囲を全国に拡大、④資産取引手数料を新設、⑤法令違反に対する罰金の強化と制裁金の併課、⑥外国人の資産取得情報の収集に関する国税庁の権限強化（農地、投資手数料、宅地情報）などである。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5519

【オーストラリア】免疫措置登録法

国民に対する予防接種等の免疫措置について、連邦政府は、これまでその種類や対象に応じて多様な措置を実施してきたが、連邦レベルでその記録の保持と参照が法定されているのは、7歳未満の子供に関する情報の登録とヒトパピローマに関する登録の2つで、根拠法も異なっていた。この法律は、予防接種等の記録の保持と参照に関する法的枠組みを統合して、実施主体やプログラムの違いにかかわらず医師等が適正に参照できるようにし、対象も拡大しようとするもので、2015年11月12日に裁可された。主な内容は、①連邦全体で単一の免疫措置登録制度を創設し、その記録の保持と参照のルールを定め、②これまで7歳未満を対象としていたのを2016年1月から20歳未満に拡大し、子供手当の支給と連動させてその普及を図り、③2016年9月から帯状疱疹予防接種の導入を機に制度の対象を70歳以下の成年に拡大する端緒とし、④2017年1月から始まる学年から学校の予防接種プログラムをこの制度に組み入れることなどである。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5526

【シンガポール】女性憲章の改正案

民事婚姻規定を定める女性憲章（Women's Charter）の改正手続が進められている。改正案の眼目は以下の4点である。①21歳未満の子を持つ両親に対し、双方が離婚及び関連事項で合意している場合を除き、離婚申立て以前のカウンセリング受診を義務とする（現行では離婚申立て後のカウンセリングが義務）、②婚姻中に生じた身体的又は精神的理由により経済的無能力となった（元）夫に、（元）妻への扶養請求権を認める、③家庭内暴力から女性及び少女を保護する施設情報の公開を禁じる、④偽装結婚を違反とする移民法第57C条に基づき有罪判決を受けた者の婚姻又は偽装結婚の目的でなされた婚姻を無効とする。2015年12月4日にシンガポール社会・家族開発省が発表した公聴手続の結果によると、夫の扶養請求権をめぐる意見が分かれたが、同省は、請求が厳格な要件下で行われるとし、妻が扶養義務を負う事態は稀との見方を示している。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <https://www.reach.gov.sg/participate/public-consultation/ministry-of-social-and-family-development/family-policy-unit/consultation-paper-on-draft-womens-charter-amendment-bill-2016>

【タイ】ジェンダー平等法の施行

2015年9月9日、同年3月成立のジェンダー平等法（Gender Equality Act）が施行された。同法は、「生まれとは異なる性別の風貌を持つ者」（第3条）への差別を「ジェンダーに基づく差別」の定義に含めた、タイで初めての法律である。同法は、首相を議長とし、内閣に対する法改正の助言、官公庁職員に対する同法適用の指針の提示等を行う、ジェンダー平等促進委員会の設立を定める。同委員会に訴えられた事案が不合理な差別と認定された場合、被害者は慰謝料を請求でき、同委員会の是正命令に従わなかった組織又は個人は、最大で2万バーツ（約6万4千円）の罰金もしくは最長6か月の禁固刑又はその両方を科される。同法は、LGBTへの差別を包括的に禁じた立法として歓迎されているが、国家及び民間組織にジェンダー差別的な規定等の制定を禁じる第17条は、他者の権利や福祉、国家の安全、宗教法等の目的に則って定められる規定を除外するとしており、女性団体等はLGBTへの就業差別に結びつく抜け穴だと警告している。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <https://www.hrw.org/news/2015/09/21/dispatches-thailand-acts-end-lgbt-discrimination>